

あま市学校給食センターの施設見学及び試食に関する要領

1 趣旨

あま市立小学校、中学校及び保育園の児童生徒及び園児（以下「児童等」という。）の保護者を始め、より多くの地域住民等が学校給食の趣旨等について理解を深めるとともに、未来を担う児童等の心身の健全な発達に寄与するため、あま市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の施設見学及び試食を実施する。

2 対象者

- ・児童等の保護者
- ・あま市内に在住又は在勤する者
- ・その他教育長が認める者

3 申込

- ・施設見学及び試食をしようとする者（以下「申込者」という。）は、あま市学校給食センター施設見学及び試食申込書（様式第1号）を提出する。
- ・あま市教育委員会は、申込者に対し、受理書（申込書の写しに受付印を押印したもの）を交付する。
- ・申込書提出等は、給食センターの稼働日とする。

区 分	施設見学	試 食
申込期間	希望日の2週間前まで	希望日の前月10日まで
申込変更	希望日の1週間前まで	取り消し又は試食数変更は1週間前の15時まで。ただし、食材購入の都合で変更ができない場合がある。
人 数 等	5人以上40人以下。試食は、1日1団体とする。	

4 施設見学及び試食の注意事項

- ・施設見学及び試食を行うことができる日時は、給食センターの稼働日時（試食は学校給食の時期のみ）で、業務等支障がないと給食センターの所長（以下「所長」という。）が認める日時とする。
- ・施設見学及び試食を行う場所は、所長が指定した場所とする。
- ・試食は中学校給食と同じものを提供する。

- ・給食（主食、副食、牛乳その他）の持ち帰りは禁止とする。
- ・当日の体調の悪い方は、参加を断ることとする。
- ・食物アレルギーの対応は行わないものとする。
- ・試食においては、その趣旨から、給食についての簡易な説明を併せて実施する。

5 試食の受け入れ

試食は、学校行事等により試食の実施が困難な場合がある。また、1日の最大提供数は40食とする。

6 試食の準備・配膳・片付け

給食センターは、調理した給食を食缶等にて2階大会議室に搬入する。配膳及び片付けは試食の申込者が行うものとする。

7 給食費

- ・中学校給食と同額を徴収する。
- ・申込者は、別に定める領収済通知書（裏面に納付場所記載）により納期限までに支払う。
- ・変更期日以後の減少した分や期日前の変更であっても、食材購入の都合で変更ができない場合は、給食費の減額は行わないものとする。

8 試食の時間

12時から13時までとする。

9 注意事項

災害、事故、警報発令等により学校給食が中止される場合や給食センターの業務に支障又はそのおそれがある場合は、施設見学及び試食の変更又は中止をすることがある。

10 その他

上記に記載されていない事項については、相互間により協議を行う。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。